仙台市簡易ガス供給選択約款

（家庭用熱電併給契約）

適用する供給地点及びその数

住　　所：宮城県名取市愛島台二丁目２－２ほか
地点群名：愛島ニュータウン
地 点 数：５２２地点

平成 26 年４月１日

仙台市ガス局

１．目的

この選択約款は、家庭用熱電併給機器（コージェネレーションシステム）の普及を通じ本市の製造供給設備の効率的な利用又はその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

２．選択約款の届出及び変更

（１）この選択約款は、ガス事業法第 17 条第 12 項（同法第 37 条の 7 第 1 項で準用）の規定に基づき、東北経済産業局長に届け出たものです。

（２）本市は、東北経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、使用者との需給契約の内容は、変更後の選択約款によるものとします。

３．用語の定義

（１）「家庭用熱電併給機器」とは、ガスを１次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用の熱電供給システムをいいます。

（２）「家庭用温水暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。

（３）「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。

（４）「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分（以下「業務部分」といいます。）がないものをいいます。ただし、１需要場所内に居住の用に供されている部分（以下「居住部分」といいます。）と業務部分が存在し、居住部分のみでガスを使用している場合は専用住宅とみなします。

（５）「併用住宅」とは、１需要場所内に居住部分と業務部分が存在し、その双方でガスを使用しているものをいいます。

（６）「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（７）「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては８％とします。

（８）「単位料金」とは、８．に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

４．適用条件

使用者は、次のいずれの条件も満たして使用する場合には、本市に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

（１）家庭用熱電併給機器を専用住宅又は併用住宅の居住部分で使用する需要で、併せて家庭用温水暖房システムを設置していること。

（２）家庭用熱電併給機器の１台当たりの定格発電出力（機器容量）が５kW 未満であること。

５．契約の締結

（１）使用者は、この選択約款を承諾の上、所定の申込書により申し込んでいただきます。

（２）この選択約款に関する契約は、本市が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。

（３）契約期間は次のとおりといたします。

① 契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日か

ら、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。

② 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後も同様といたします。

（４）本市は、本契約の契約期間満了前に解約又は仙台市簡易ガス供給約款（以下「供給約款」といいます。）に定める料金への変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から１年に満たない場合には、その申し込みを承諾しない場合があります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合にはこの限りではありません。（（５）において同じ。）

（５）本市は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（供給約款に基づく契約を除く。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

６．使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降当該月内に解約を行った場合は、当該月の検針日及び解約を行った日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

７．料金

本市は、料金の支払いが、支払い義務発生の日の翌日から起算して２０日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（６．の規定により通知した使用量に基づき、別表２の料金表を適用して算定したものをいい、消費税等相当額を含む金額をいいます。以下同じ。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を３パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含む金額をいいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

８．単位料金の調整

（１）本市は、毎月、（２）② により算定した平均原料価格が （２）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表１（３）のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．２０４円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．２０４円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨て。

（２）（１）に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたしま

す。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

８７，５３０円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表１（３）に定められた各３ヵ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位とする。）ただし、その金額が１４０，０５０円以上となった場合は、１４０，０５０円といたします。

（備考）

トン当たりプロパン平均価格は、本市ガス局の掲示場に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算式）

イ．平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ．平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

９．機器設置状況等の確認

（１）本市は、機器設置状況等が４．に適合しているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、本市はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降供給約款を適用いたします。

（２）使用者は、機器設置状況等が４．に適合しないこととなった場合は、ただちにその旨を本市へ連絡することとします。

10．その他

この選択約款に定めのない事項については、供給約款を適用いたします。

附則

１．実施の期日

この選択約款は、平成２６年４月１日から実施いたします。

２．本供給選択約款の実施に伴う切り替え措置

本市は，平成２６年３月３１日以前から本供給選択約款に変更される前の仙台市簡易ガス供給選択約款（家庭用熱電併給契約）（以下「旧選択約款」という。）の適用があり，平成２６年４月１日から平成２６年４月３０日の間に料金の支払を受ける権利が初めて確定されるものに係る料金については、旧選択約款により算定する。

（別表）

１．早収料金及び消費税等相当額の算定方法

（１）早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

（２）従量料金は、基準単位料金又は８．の規定により調整単位料金を算定した場合にはその調整単位料金に、使用量を乗じて得た額といたします。

（３）調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（４）早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定します。（１円未満の端数切り捨て。）

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率／（１＋消費税率）

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率／（１＋消費税率）

２．料金表（消費税等相当額を含む。）

（１）使用量に応じた基本料金及び基準単位料金

使用量 （１ヵ月及びガスメーター１個につき）	基本料金 （１ヵ月及びガスメーター１個につき）	基準単位料金 （１立方メートルにつき）
０立方メートルから 8 立方メートルまで	432.00 円	496.16 円
8 立方メートルを超える 場合	1,933.20 円	308.51 円

（２）調整単位料金

（1）の基準単位料金をもとに、８．の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。